

30高小中第1478号
平成30年12月28日

各市町村（学校組合）立学校長 様

高知県教育委員会事務局小中学校課長
（公印省略）

臨時的任用教職員に交付する勤務条件説明書の内容変更について（通知）

臨時的任用教職員及び非常勤教職員に係る結婚休暇の新設及び公立学校職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、臨時的任用教職員に交付する勤務条件説明書の内容が下記のとおり変更されました。

つきましては、期限付職員に対して、「別添1」、「別添2」及び「別添3」を、日額職員に対して、「別添1（日額職員）」をお渡しいただきますようお願いいたします。

なお、改正内容の詳細につきましては、平成30年12月27日付け30高教福第1036号の高知県教育長通知及び平成30年12月25日付け30高教福第1019号の高知県教育委員会事務局教職員・福利課長通知を参照ください。

記

別添1 臨時的任用教職員の休暇 ※日額職員についても同様

（3）特別休暇

イその他の特別休暇（H31.1.1 施行）

「臨時的任用教職員の結婚」についての項目を追加

別添2 給料表等（H30.12.25 施行 H30.4.1 適用）

初任給及び若年層に重点を置いて給料月額を改定

（※改定による差額分については、平成30年12月27日に支給済。）

別添3 期限付職員の給与等について

1 手当について

（7）期末・勤勉手当（H30.12.25 施行 H30.12.1 適用）

勤勉手当：年間1.54月（6月支給0.745月、12月支給0.795月）に変更。

<担当>

高知県教育委員会事務局

小中学校課（総務担当）

電話 088-821-4735

臨時的任用教職員の休暇

(1) 年次有給休暇

臨時的任用期間の月数（1月に満たない日数は、15日以上を1月として取扱う。）に1.6を乗じて得た数（1未満の端数は1に切り上げる。）に相当する日数とする。

- ※1 期間の計算については、民法（明治29年法律第89号）第143条に定める「暦による期間の計算」の例にならうものとする。
- ※2 任用期間の延長があった場合は、延長された期間を含む総期間で日数を算出し、既に取得した年次有給休暇がある場合は、その日数を差し引いた日数を付与する。
- ※3 取得単位は、1日又は1時間。ただし、休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。
- ※4 時間単位で取得した休暇の日への換算方法は、7時間45分を1日とする。

(2) 病気休暇

臨時的任用教職員のうち、期限付職員に対しては、病気休暇を与えることができる。

病気休暇は、負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、日数は、任用期間に応じて次表に定めるとおりとする。

任用期間	～2月	2月1日～4月	4月1日～6月	6月1日～8月	8月1日～10月	10月1日～12月
病気休暇日数	1	2	3	4	5	6

- ※1 期間の計算については、民法（明治29年法律第89号）第143条に定める「暦による期間の計算」の例にならうものとする。
- ※2 任用期間の延長があった場合は、延長された期間を含む総期間で上表に基づいて日数を算出し、既に取得した病気休暇がある場合には、その日数を差し引いた日数を付与する。

(3) 特別休暇

ア 夏期特別休暇

夏期特別休暇の日数は、7月1日から9月30日までの3箇月間における任用期間（日数）に応じて次表に定めるとおりとし、7月1日から9月30日の間において職員から請求があった場合に1日又は4時間を単位として承認するものとする。ただし、休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に4時間未満の端数があるときは、すべてを使用することができる。

任用期間	1日～4日	5日～13日	14日～22日	23日～31日	32日～40日	41日～49日	50日～58日	59日～67日	68日～76日	77日～85日	86日以上
特別休暇日数	0	4:00	1日	4:00	2日	4:00	3日	4:00	4日	4:00	5日

- ※1 時間単位で取得した休暇の日への換算方法は、7時間45分をもって1日とする。

イ その他の特別休暇

次表に定めるところによる。

原因	承認を与える期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による職員の著しい出勤困難	そのつど必要と認める時間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等の際の職員の退勤途上における身体の危険回避	同上
地震、水害、火災その他の災害による職員の現住居の滅失又は損壊等（地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。） ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	1週間を超えない範囲でそのつど必要と認める期間

裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	その都度必要と認める時間
選挙権その他公民としての権利行使	同上
女性職員の生理(生理日において勤務することが著しく困難である者が請求した場合)	そのつど必要と認める期間。ただし、2日を超えないものとする。
臨時的任用教職員の結婚	その都度必要があると認める日。ただし、5日を超えることはできない。
骨髄又は末梢血幹細胞の提供(職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。)	そのつど必要と認める日又は時間
父母、配偶者及び子の祭日(父母、配偶者及び子の死亡後人事委員会が定める年数以内のものに限る。)	そのつど必要と認める場合において、1日(正式任用の教職員の例による。)
忌引	正式任用の教職員の例による。

(注) 本表に掲げるもののほか、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の法令に定めのある休暇については、当該法令の定めるところによる。

この場合において、これらの休暇を取得した日等については、当該法令のほか別に定めのある場合を除き、給与等の支払はしない。

期限付職員の給与等について

1 手当について

(1) 扶養手当

扶養親族のある職員に支給される手当

但し、支給手続、支給範囲及び支給額については、正式任用の教職員に準ずる

- ・配偶者 11,500 円
- ・子 7,500 円 (職員に配偶者が不在の場合の1人目 11,000 円)
- ・父母等 6,500 円 (職員に配偶者が不在の場合の1人目 10,000 円)
- ・扶養親族のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000 円を加算

(2) 住居手当

借家若しくは借間に居住し、一定額 (12,000 円) を超える家賃若しくは間代を払っている職員に支給される手当

但し、支給手続、支給範囲及び支給額については、正式任用の教職員に準ずる

- ・借家、借間に居住し、月額12,000 円を超える家賃を支払っている職員
- ・月額23,000 円以下の家賃を支払っている職員には家賃から12,000 円を控除した額
- ・月額23,000 円を超える家賃を支払っている職員には家賃から23,000 円を控除した額の1/2を11,000 円に加算した額 (限度額27,000 円)

(3) 通勤手当

片道2km以上の通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員に支給する手当

但し、支給手続、支給範囲及び支給額については、正式任用の教職員に準ずる

- ・自動車等通勤者

	2～ 6km 未満	3,300 円		35～40km 未満	22,000 円
	(5～ 6km 未満)	4,300 円		40～45km 未満	24,800 円
	6～10km 未満	5,600 円		45～50km 未満	27,200 円
	10～15km 未満	8,000 円		50～55km 未満	29,600 円
	15～20km 未満	10,700 円		55～60km 未満	32,000 円
	20～25km 未満	13,500 円		60～65km 未満	34,400 円
	25～30km 未満	16,300 円		65km～	36,800 円
	30～35km 未満	19,200 円			
- ・交通機関利用通勤者

3箇月定期券 (6箇月を利用する者は6箇月) の価額により一括支給
但し、任用期間によってはこの限りではない (1箇月あたりの支給限度額 56,200 円)
- ・交通機関と自動車等を併用して通勤する者

運賃等相当額に自動車等通勤キロ数に従った金額を加算した額を運賃等相当額とみなし、上記の例により支給する (1箇月あたりの支給限度額 56,200 円)
- ・特別急行列車等を利用する者

1箇月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額 (上限額2万円) を別途支給
※高速道路の場合は、通勤距離が40km以上又は通勤時間が概ね80分以上で高速道路利用により通勤時間が30分以上短縮される場合に限る

(4) 特殊勤務手当

著しく困難な勤務その他の特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつその特殊性を給与で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して、その勤務の特殊性に応じて日額で支給される手当

- ①多学年学級担当 2学年以上 290 円/日 3学年以上 350 円/日
- ②学校の管理下において行う非常災害時の緊急業務 7,500 円/日
(非常災害時における児童生徒の保護又は緊急の防災・復旧 8,000 円/日)
- ③修学旅行等の引率指導業務 (宿泊を伴うもの) 5,100 円/日
- ④対外運動競技等の引率指導 (宿泊を伴う又は週休日等) 5,100 円/日
- ⑤部活動の指導業務 2時間以上4時間未満 1,800 円/日 4時間以上 3,600 円/日
- ⑥入学試験業務 900 円/日

(5) 時間外勤務手当

正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員 (講師を除く) に対して支給される手当

- ・平日 1時間あたりの給与額の125% (深夜150%)
- ・週休日及び休日等 1時間あたりの給与額の135% (深夜160%)
- ・同一週以外の振替 1時間あたりの給与額の25%
- ・月60時間を超える場合 1時間あたりの給与額の150% (深夜175%)

(6) へき地手当

へき地学校等に勤務する職員に支給される手当

(給料の月額+扶養手当月額) × 支給割合

支給割合 ・ 準ずる学校 1% ・ 1級地 3% ・ 2級地 5% ・ 4級地 14%

(7) 期末・勤勉手当

6月1日、12月1日にそれぞれ在職した職員に対して、雇用期間等に応じて支給する

・ 期末手当：年間2.55月（6月支給1.20月、12月支給1.35月）

・ 勤勉手当：勤務成績が良好な職員の年間月数1.54月（6月支給0.745月、12月支給0.795月）

2 給与締切日 当該月の5日

3 給与支給日 正式任用の教職員の例による
※但し、4月については25日（25日が土曜日に当たるときは前日、日曜日に当たるときは翌日）

給料表等

H30.12.25改正

給料表	級	号給	給料月額 (A)	教職調整額 (B)	義務教育等 (C)	給料計 (A+B+C)	給料調整額 (調整数1)
行政職	1	1	141,900			141,900	
行政職	1	2	143,000			143,000	
行政職	1	3	144,200			144,200	
行政職	1	4	145,300			145,300	
行政職	1	5	146,400			146,400	
行政職	1	6	147,500			147,500	
行政職	1	7	148,600			148,600	
行政職	1	8	149,700			149,700	
行政職	1	9	150,800			150,800	
行政職	1	10	152,200			152,200	
行政職	1	11	153,500			153,500	
行政職	1	12	154,700			154,700	
行政職	1	13	156,000			156,000	
行政職	1	14	157,500			157,500	
行政職	1	15	159,000			159,000	
行政職	1	16	160,600			160,600	
行政職	1	17	161,900			161,900	
行政職	1	18	163,300			163,300	
行政職	1	19	164,800			164,800	
行政職	1	20	166,300			166,300	
行政職	1	21	167,700			167,700	
行政職	1	22	170,400			170,400	
行政職	1	23	173,000			173,000	
行政職	1	24	175,600			175,600	
行政職	1	25	178,300			178,300	
行政職	1	26	180,000			180,000	
行政職	1	27	181,700			181,700	
行政職	1	28	183,400			183,400	
医療職(2)	1	1	146,600			146,600	
医療職(2)	1	2	148,000			148,000	
医療職(2)	1	3	149,400			149,400	
医療職(2)	1	4	150,800			150,800	
医療職(2)	1	5	152,000			152,000	
医療職(2)	1	6	153,800			153,800	
医療職(2)	1	7	155,500			155,500	
医療職(2)	1	8	157,100			157,100	
医療職(2)	1	9	158,800			158,800	
医療職(2)	1	10	160,500			160,500	
医療職(2)	1	11	162,200			162,200	
医療職(2)	1	12	164,000			164,000	
医療職(2)	1	13	165,500			165,500	
医療職(2)	1	14	167,400			167,400	
医療職(2)	1	15	169,400			169,400	
医療職(2)	1	16	171,200			171,200	
医療職(2)	1	17	173,100			173,100	
医療職(2)	1	18	175,000			175,000	
医療職(2)	1	19	176,900			176,900	
医療職(2)	1	20	178,800			178,800	
医療職(2)	1	21	180,700			180,700	
医療職(2)	1	22	182,200			182,200	
医療職(2)	1	23	183,700			183,700	
医療職(2)	1	24	185,200			185,200	
医療職(2)	1	25	186,800			186,800	
医療職(2)	1	26	188,200			188,200	
医療職(2)	1	27	189,700			189,700	
医療職(2)	1	28	191,200			191,200	
医療職(2)	1	29	192,800			192,800	
医療職(2)	1	30	194,000			194,000	
医療職(2)	1	31	195,300			195,300	
医療職(2)	1	32	196,600			196,600	

給料表	級	号給	給料月額 (A)	教職調整額 (B)	義務教育等 (C)	給料計 (A+B+C)	給料調整額 (調整数1)
小学校・中学校等教育職	1	1	155,500	6,220	2,000	163,720	6,997
小学校・中学校等教育職	1	2	157,000	6,280	2,000	165,280	7,065
小学校・中学校等教育職	1	3	158,500	6,340	2,000	166,840	7,132
小学校・中学校等教育職	1	4	160,000	6,400	2,000	168,400	7,200
小学校・中学校等教育職	1	5	161,600	6,464	2,000	170,064	7,272
小学校・中学校等教育職	1	6	163,500	6,540	2,000	172,040	7,357
小学校・中学校等教育職	1	7	165,300	6,612	2,000	173,912	7,438
小学校・中学校等教育職	1	8	167,000	6,680	2,000	175,680	7,515
小学校・中学校等教育職	1	9	168,800	6,752	2,100	177,652	7,596
小学校・中学校等教育職	1	10	170,900	6,836	2,100	179,836	7,690
小学校・中学校等教育職	1	11	172,900	6,916	2,100	181,916	7,780
小学校・中学校等教育職	1	12	174,900	6,996	2,100	183,996	7,870
小学校・中学校等教育職	1	13	176,900	7,076	2,200	186,176	7,960
小学校・中学校等教育職	1	14	179,000	7,160	2,200	188,360	8,055
小学校・中学校等教育職	1	15	181,200	7,248	2,200	190,648	8,154
小学校・中学校等教育職	1	16	183,400	7,336	2,200	192,936	8,253
小学校・中学校等教育職	1	17	185,700	7,428	2,300	195,428	8,356
小学校・中学校等教育職	1	18	188,300	7,532	2,300	198,132	8,400
小学校・中学校等教育職	1	19	190,800	7,632	2,300	200,732	8,400
小学校・中学校等教育職	1	20	193,300	7,732	2,300	203,332	8,400
小学校・中学校等教育職	1	21	195,800	7,832	2,400	206,032	8,400
小学校・中学校等教育職	1	22	197,500	7,900	2,400	207,800	8,400
小学校・中学校等教育職	1	23	199,200	7,968	2,400	209,568	8,400
小学校・中学校等教育職	1	24	200,900	8,036	2,400	211,336	8,400
小学校・中学校等教育職	1	25	202,400	8,096	2,600	213,096	8,400
小学校・中学校等教育職	1	26	203,900	8,156	2,600	214,656	8,400
小学校・中学校等教育職	1	27	205,500	8,220	2,600	216,320	8,400
小学校・中学校等教育職	1	28	207,100	8,284	2,600	217,984	8,400
小学校・中学校等教育職	1	29	208,800	8,352	2,700	219,852	8,400
小学校・中学校等教育職	1	30	210,400	8,416	2,700	221,516	8,400
小学校・中学校等教育職	1	31	212,100	8,484	2,700	223,284	8,400
小学校・中学校等教育職	1	32	213,800	8,552	2,700	225,052	8,400
小学校・中学校等教育職	1	33	215,300	8,612	2,800	226,712	8,400
小学校・中学校等教育職	1	34	216,900	8,676	2,800	228,376	8,400
小学校・中学校等教育職	1	35	218,500	8,740	2,800	230,040	8,400
小学校・中学校等教育職	1	36	220,100	8,804	2,800	231,704	8,400
小学校・中学校等教育職	1	37	221,600	8,864	2,900	233,364	8,400
小学校・中学校等教育職	1	38	223,100	8,924	2,900	234,924	8,400
小学校・中学校等教育職	1	39	224,700	8,988	2,900	236,588	8,400
小学校・中学校等教育職	1	40	226,400	9,056	2,900	238,356	8,400
小学校・中学校等教育職	1	41	228,200	9,128	3,100	240,428	8,400
小学校・中学校等教育職	1	42	229,800	9,192	3,100	242,092	8,400
小学校・中学校等教育職	1	43	231,600	9,264	3,100	243,964	8,400
小学校・中学校等教育職	1	44	233,300	9,332	3,100	245,732	8,400
小学校・中学校等教育職	1	45	235,200	9,408	3,200	247,808	8,400
小学校・中学校等教育職	1	46	236,600	9,464	3,200	249,264	8,400
小学校・中学校等教育職	1	47	238,200	9,528	3,200	250,928	8,400
小学校・中学校等教育職	1	48	239,900	9,596	3,200	252,696	8,400
小学校・中学校等教育職	1	49	241,500	9,660	3,300	254,460	8,400
小学校・中学校等教育職	1	50	243,100	9,724	3,300	256,124	8,400
小学校・中学校等教育職	1	51	244,700	9,788	3,300	257,788	8,400
小学校・中学校等教育職	1	52	246,200	9,848	3,300	259,348	8,400
小学校・中学校等教育職	1	53	247,300	9,892	3,400	260,592	8,400
小学校・中学校等教育職	1	54	248,900	9,956	3,400	262,256	8,400
小学校・中学校等教育職	1	55	250,400	10,016	3,400	263,816	8,400
小学校・中学校等教育職	1	56	252,000	10,080	3,400	265,480	8,400
小学校・中学校等教育職	1	57	253,300	10,132	3,500	266,932	8,400
小学校・中学校等教育職	1	58	254,600	10,184	3,500	268,284	8,400
小学校・中学校等教育職	1	59	256,000	10,240	3,500	269,740	8,400
小学校・中学校等教育職	1	60	257,400	10,296	3,500	271,196	8,400
小学校・中学校等教育職	1	61	258,700	10,348	3,600	272,648	8,400
小学校・中学校等教育職	1	62	260,100	10,404	3,600	274,104	8,400
小学校・中学校等教育職	1	63	261,400	10,456	3,600	275,456	8,400
小学校・中学校等教育職	1	64	262,600	10,504	3,600	276,704	8,400
小学校・中学校等教育職	1	65	263,700	10,548	3,700	277,948	8,400
小学校・中学校等教育職	1	66	265,200	10,608	3,700	279,508	8,400
小学校・中学校等教育職	1	67	266,800	10,672	3,700	281,172	8,400
小学校・中学校等教育職	1	68	268,300	10,732	3,700	282,732	8,400
小学校・中学校等教育職	1	69	269,900	10,796	3,800	284,496	8,400
小学校・中学校等教育職	1	70	271,400	10,856	3,800	286,056	8,400
小学校・中学校等教育職	1	71	272,900	10,916	3,800	287,616	8,400
小学校・中学校等教育職	1	72	274,400	10,976	3,800	289,176	8,400

※給料調整額については、人事異動通知書に記載のある者のみが支給対象

臨時的任用教職員の休暇

(1) 年次有給休暇

臨時的任用期間の月数（1月に満たない日数は、15日以上を1月として取扱う。）に1.6を乗じて得た数（1未満の端数は1に切り上げる。）に相当する日数とする。

- ※1 期間の計算については、民法（明治29年法律第89号）第143条に定める「暦による期間の計算」の例にならうものとする。
- ※2 任用期間の延長があった場合は、延長された期間を含む総期間で日数を算出し、既に取得した年次有給休暇がある場合は、その日数を差し引いた日数を付与する。
- ※3 取得単位は、1日又は1時間。ただし、休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。
- ※4 時間単位で取得した休暇の日への換算方法は、7時間45分を1日とする。

(2) 特別休暇

ア 夏期特別休暇

夏期特別休暇の日数は、7月1日から9月30日までの3箇月間における任用期間（日数）に応じて次表に定めるとおりとし、7月1日から9月30日の間において職員から請求があった場合に1日又は4時間を単位として承認するものとする。ただし、休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に4時間未満の端数があるときは、すべてを使用することができる。

任用期間	1日 ～ 4日	5日 ～ 13日	14日 ～ 22日	23日 ～ 31日	32日 ～ 40日	41日 ～ 49日	50日 ～ 58日	59日 ～ 67日	68日 ～ 76日	77日 ～ 85日	86日 以上
特別休暇日数	0	4:00	1日	1日 4:00	2日	2日 4:00	3日	3日 4:00	4日	4日 4:00	5日

※1 時間単位で取得した休暇の日への換算方法は、7時間45分をもって1日とする。

イ その他の特別休暇

次表に定めるところによる。

原因	承認を与える期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による職員の著しい出勤困難	そのつど必要と認める時間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等の際の職員の退勤途上における身体の危険回避	同上
地震、水害、火災その他の災害による職員の現住居の滅失又は損壊等（地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。） ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	1週間を超えない範囲でそのつど必要と認める期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	その都度必要と認める時間
選挙権その他公民としての権利行使	同上
女性職員の生理（生理日において勤務することが著しく困難である者が請求した場合）	そのつど必要と認める期間。ただし、2日を超えないものとする。
臨時的任用教職員の結婚	その都度必要があると認める日。ただし、5日を超えることはできない。

<p>骨髄又は末梢血幹細胞の提供(職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。)</p>	<p>そのつど必要と認める日又は時間</p>
<p>父母、配偶者及び子の祭日(父母、配偶者及び子の死亡後人事委員会が定める年数以内のものに限る。)</p>	<p>そのつど必要と認める場合において、1日(正式任用の教職員の例による。)</p>
<p>忌引</p>	<p>正式任用の教職員の例による。</p>

(注) 本表に掲げるもののほか、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の法令に定めのある休暇については、当該法令の定めるところによる。